

○鶴岡市消防団条例

平成17年10月1日

条例第250号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定により、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成20年条例14号〕)

(設置)

第2条 本市に消防団を設置する。

(一部改正〔平成20年条例14号〕)

(名称及び区域)

第3条 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

- (1) 名称 鶴岡市消防団
- (2) 区域 本市の区域一円

(全部改正〔平成20年条例14号〕)

(消防団員の定員)

第4条 消防団員の定員は、3,120人とする。

(全部改正〔平成20年条例14号〕、一部改正〔平成24年条例11号・令和2年10号〕)

(消防団員の種類)

第4条の2 消防団員の種類は、基本団員及び機能別団員とする。

- 2 基本団員は、機能別団員以外の消防団員とする。
- 3 機能別団員は、市長が別に定めるところにより特定の任務に従事する消防団員とする。

(追加〔平成27年条例40号〕)

(任命)

第5条 消防団長以外の基本団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得て消防団長が任命する。

- (1) 本市の区域内に居住する者
- (2) 年齢18歳以上の者

(3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

2 機能別団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得て消防団長が任命する。

(1) 年齢75歳未満の者

(2) 消防団員としての必要な知識経験を有すると消防団長が認める者

(3) 前項第1号及び第3号に該当する者

(一部改正〔平成20年条例14号・27年40号・令和3年7号〕)

(欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第9条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(一部改正〔令和2年条例10号〕)

(分限)

第7条 任命権者は、消防団員が心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるときは、免職することができる。

2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第1号に該当するに至ったとき。

(2) 本市の区域外に転住したとき。

(一部改正〔令和2年条例10号〕)

(退職)

第8条 消防団員は、退職しようとするときは、あらかじめ文書により任命権者に届け出て、その許可を受けなければならない。

(懲戒)

第9条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1) 消防に関する法令又は条例若しくは規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(服務)

第10条 消防団員は、消防団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、災害（水火災、地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

2 消防団長は、前項の規定により消防団員が出動した場合において、これを解散しようとするときは、出動人員及び機械器具を点検しなければならない。

(一部改正〔平成20年条例14号・令和5年5号〕)

第11条 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、消防団長にあつては消防長に、その他の消防団員にあつては消防団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

(一部改正〔平成20年条例14号〕)

第12条 消防団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第13条 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

第14条 消防団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務のためであってもみだりに建造物その他の物件をき損してはならない。
- (2) 消防団又は消防団員の名義をもってみだりに寄附を募集し、又は営利行為をしてはならない。
- (3) 消防団又は消防団員の名義をもって政治運動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。
- (4) 市民に対して常に災害の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、全力を挙げて、これに当たる心構えを持たなければならない。
- (5) 機械器具その他消防団の設備資材維持管理に当たり、職務のほか使用してはならない。

(一部改正〔令和5年条例5号〕)

(報酬)

第15条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 消防団員には、別表第1に定めるところにより年額報酬を支給する。

3 消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合においては、別表第2に定めるところにより出動報酬を支給する。

(全部改正〔令和5年条例5号〕)

(費用弁償)

第16条 消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合において支給する費用弁償の額及び方法は、市長が別に定める。

(追加〔令和5年条例5号〕)

(表彰)

第17条 市長は、消防団又は消防団員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを表彰することができる。

- (1) 任務の遂行に当たり功労が特に抜群である者
- (2) 訓練の成績が特に優秀であり、他の模範となる者
- (3) 勤務に勉励し、技能に熟達した者

(一部改正〔令和5年条例5号〕)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔令和5年条例5号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市消防団条例（昭和24年鶴岡市告示第23号）、藤島町消防団条例（昭和39年藤島町条例第17号）、羽黒町消防団条例（昭和39年羽黒町条例第8号）、櫛引町消防団条例（昭和39年櫛引町条例第5号）、朝日村消防団条例（昭和39年朝日村条例第30号）又は温海町消防団条例（昭和46年温海町条例第15号）（以下これらを「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、旧条例の例による。
- 4 この条例の施行の日の前日までに、旧条例の規定により消防団員に任用された期間は、勤務年数に合算する。

附 則（平成20年3月26日条例第14号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日条例第40号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日条例第10号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日条例第7号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第15条第3項及び第16条の規定は、この条例の施行の日以後に開始した災害、警戒、訓練等の職務について適用し、同日前に開始した職務に係る報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。

別表第1（第15条関係）

（全部改正〔平成27年条例40号〕、一部改正〔令和5年条例5号〕）

区分		報酬額（年額）
基本団員	団長	140,000円
	副団長	90,000円
	分団長	70,000円
	副分団長	55,000円
	部長	42,000円
	班長	39,000円
	団員	36,500円
機能別団員		6,000円

別表第2（第15条関係）

（全部改正〔令和5年条例5号〕）

出動区分		報酬額（1回につき）
災害	2時間未満	2,000円
	2時間以上4時間未満	4,000円
	4時間以上	8,000円
警戒	2時間未満	2,000円
	2時間以上4時間未満	4,000円
	4時間以上	8,000円
訓練		2,000円
その他		